

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、子育て世帯を支援する臨時特別給付金事業を実施します。

### 対象児童

- ・平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

### 支給対象者

- ・平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する方

### 支給額

- ・児童1人あたり10万円

### 支給時期

中学生以下のお子さん（高校生の兄弟含む）を養育している方には、令和3年12月21日（火）、12月24日（金）に5万円ずつ振り込みました。

高校生のみを養育している方、公務員の方、12月以降に出生のあった方で、申請された方には12月24日（金）から振り込みを開始します。

### 支給手続

以下の方は、申請が必要です。

- ・令和3年9月30日時点でお子さんが高校生のみ（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員
- ・令和3年12月以降令和4年3月までに生まれた新生児の保護者

◎ 申請が必要な方には、申請書を送付しています。添付書類を添えて提出してください。

12月15日までに申請書を提出された方は、一括して10万円を12/24(金)に振り込みました。

12月23日までに申請書を提出された方は、一括して10万円を12/28(火)に振り込みます。

今後、申請書を提出された方には、提出後1か月以内に振り込む予定です。

また、令和3年3月まで申請できます。